

商工農水部

| | |
|---|---------|
| 商工業の概要 | IX - 1 |
| 融資制度 | IX - 5 |
| 四日市市企業立地促進条例 | IX - 6 |
| 四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱 | IX - 8 |
| 勤労福祉・雇用対策 | IX - 9 |
| (公財)三重北勢地域地場産業振興センター（現 四日市市地場産業振興センター） | IX - 10 |
| 競輪事業 | IX - 12 |
| 農林水産業の概要 | IX - 14 |
| 農業センター | IX - 20 |
| 茶業振興センター | IX - 21 |
| ふれあい牧場 | IX - 22 |
| 四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場 | IX - 23 |

商工業の概要

● 商工業のあらまし

本市は古くから四日の市に象徴される商業のまちとして、また東海道の宿場町として栄えてきたが、明治時代に入って四日市港が伊勢湾最初の開港場に指定され、世界に門戸が開かれると、それまで盛んに営まれてきた四日市萬古焼、植物油、漁網、手延べ素麺といった地場産業に加え、製糸業や製油業、製網業など近代工業が次々と立地した。

昭和30年代には臨海部の旧海軍燃料廠が石油化学工業基地として活用され、石油精製工場や関連化学工場等が相次いで進出した結果、わが国有数の石油化学コンビナートが形成され、高度経済成長期と相まって本市産業の基盤を築くに至った。

近年は、産業の多様化を図るため、内陸部に工業団地を造成し、加工組立産業やハイテク産業などの誘致が進められたほか、市内にはモノづくりを支えるすばらしい技術を有した中小企業も多く存在している。

一方、既存のコンビナートにおいても、環境の変化に柔軟に対応し、従来の汎用品から少量、多品種、高付加価値の製品への転換が進むとともに、研究開発機能と実証工場を備えたマザー工場化も進んだ。

このように本市は、石油化学コンビナート地域における機能化学品や、世界最先端、世界最大級の半導体工場をはじめ、自動車、電機、機械、食品など多様な企業が集積し、全国10位の製造品出荷額を誇る国内有数の産業都市となっている。

商業面では、県内最大の商業都市として、既存商店街や歴史ある定期市、郊外型大型店舗が共存共栄する買い物拠点が形成されている。定期市は今も市内各地にあり、その中で最も規模が大きく歴史も古い三滝川慈善橋市場も平成28年2月にリニューアルオープンし、令和4年度には100周年を記念するイベントが開催された。

中心市街地は、県下最大の商業集積地域として、高度経済成長期には多種多様な店が集まる魅惑の場所として活気にあふれていた。時代や社会の変化とともにその様相は変わっていったが、近年、商業者によるさまざまなイベント開催など賑わい創出に向けた動きが活発化しており、人の流れが戻りつつある。

● 商工業振興対策

1. 商業振興事業

- ・まちづくりの担い手である商業関係者が主体となり中心市街地に賑わいを取り戻すため、各種事業に取り組みながら、中心市街地の活性化を推し進める。
- ・商店街に必要な業種の誘致及び顧客利便施設の整備を進めるための空き店舗等活用支援事業や、商店街等団体が賑わいの創出を図るために、開催されるイベントの支援により商店街の活性化を図る。
- ・「すわ公園交流館」を来街者や居住者の憩いの場、交流の場として諏訪公園と一体的に活用し、中心市街地活性化の拠点施設としての効果的運用を図る。
- ・市内各所で行われる定期市において賑わい創出のためにイベントに対する支援や、商店街や郊外住宅団地への新規出店に対する空き店舗等活用支援事業により、市内の買い物拠点の維持・再生を図る。
- ・四日市商工会議所や楠町商工会等の団体と連携して、国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づく創業支援や、女性の感性、独創的な発想を持って起業を志す女性をサポートすることで、新たな担い手を創出し、地域経済の活性化を図る。

2. 工業の振興・活性化事業

- ・既存企業の高付加価値型製品製造や新たな産業分野への進出などを誘発するために、「企業立地奨励金」及び「民間研究所立地奨励金」を効果的に活用する。
- ・「企業立地奨励金制度」は、航空・宇宙産業や次世代自動車、次世代半導体などの今後成長が見込まれる産業にかかる事業や、高シェアを誇る製品を生産する事業等を奨励制度の「重点分野」として指定し、奨励金を拡充交付することで、競争力の高い企業の誘致・創出と産業の多様化を図る。「民間研究所立地奨励金制度」は、特に、マザー機能の集積に繋がる投資を拡充支援し、知的集約型産業構造への転換

を促している。

- ・中小事業者の新規事業展開を支援するため、新規産業創出事業補助金制度を活用するとともに、高度部材イノベーションセンターを拠点とした技術面・経営面での課題解決及び人材育成を図る。
- ・四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金制度を活用し、中小事業者の生産性向上や低コスト化、省力化、製品の高付加価値化等に資する IoT 等の導入、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び緊急時における事業継続、非対面ビジネスモデル・在宅勤務等への対応を可能とする IoT 等の導入を支援している。

3. 中小企業・地場産業振興対策事業

- ・中小企業者及び創業者の資金調達の円滑化や経営の安定化を支援するため、融資制度を実施している。
- ・市内で開発された製品・技術の販路開拓を支援するため、国内・海外で開催される見本市や商談会へ出展する中小企業者等を支援している。
- ・製造業の中小企業者の人材確保・人材育成に向けて、外国人留学生インターンシップの受け入れ及び海外現地人材の育成の取り組みに対して支援を行っている。
- ・四日市萬古焼の伝統産業技術の普及啓発、次代を担う人材の育成を図るとともに、萬古まつりなどのイベント開催、ばんこの里会館を拠点とした情報発信など、業界組合を中心とした活性化に向けた取り組みを支援している。
- ・四日市商工会議所及び楠町商工会が実施する商工振興関係事業及び中小企業・小規模事業者への指導等に対する支援を行っている。
- ・四日市市地場産業振興センターの1階名品館における販売をはじめとした地場製品の PR 事業を通じて、地場産業の育成及び振興を図るとともに、市民の地場産業に対する理解を深めることにより、地域経済の活性化並びに市民の生活の質の向上に寄与している。また、現在、産業の新たな拠点施設としての活用策について検討している。
- ・「四日市市企業OB人材センター」において、豊富な経験を持つ企業OBが中小・ベンチャー企業の課題解決に向けた相談支援を行うほか、小中学生を対象としたものづくりの楽しさを伝える講座も行い、地域産業の持続的な活性化へ向けた取り組みを行う。
- ・市内中小企業者等の人材確保に向けて、新卒・転職者向け就職フェアの出展ブースの提供や、市内中小企業が単独で就職フェアに出展する際に支援を行っている。
- ・従業員のワーク・ライフ・バランスの実現や、働きやすい職場づくりを推進する市内中小企業者等に対し、就業規則の見直しや事業所のハード整備を行うための支援を行っている。

● 卸売・小売業のすう勢

| 年 | 商店数 | 従業者数(人) | 年間商品販売額(百万円) |
|-------|-------|---------|--------------|
| 昭和 57 | 4,943 | 25,284 | 756,880 |
| 60 | 4,736 | 25,273 | 883,656 |
| 63 | 4,747 | 27,893 | 943,387 |
| 平成 3 | 4,922 | 27,871 | 1,222,238 |
| 6 | 4,639 | 30,093 | 1,089,041 |
| 9 | 4,294 | 28,237 | 1,064,227 |
| 11 | 4,360 | 32,934 | 1,144,663 |
| 14 | 3,855 | 29,632 | 986,875 |
| 16 | 3,588 | 27,400 | 993,142 |
| 19 | 3,484 | 27,532 | 1,128,844 |
| 24 | 2,582 | 20,841 | 844,348 |
| 26 | 2,703 | 21,696 | 813,889 |
| 28 | 2,652 | 22,692 | 993,011 |
| 令和 3 | 2,421 | 22,959 | 921,358 |

(平成 24、28、令和 3 年度：経済センサス活動調査 その他：商業統計調査)

● 業種別販売額

| 区 分 | | 商店数 | 従業者数 | 年間商品販売額 |
|-------------|------------------|-------|----------|-------------|
| 卸・小売業計 | | 2,421 | 22,959 人 | 921,358 百万円 |
| 卸 売 業 | 計 | 705 | 7,031 | 581,762 |
| | 各種商品卸売業 | 2 | 11 | x (注 1) |
| | 繊維・衣服等卸売業 | 13 | 46 | 2,678 |
| | 飲食料品卸売業 | 114 | 1,220 | 82,336 |
| | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 194 | 1,702 | 194,119 |
| | 機械器具卸売業 | 234 | 2,921 | 210,015 |
| | その他の卸売業 | 148 | 1,131 | x (注 1) |
| 小 売 業 | 計 | 1,716 | 15,928 | 339,596 |
| | 各種商品小売業 | 6 | 972 | 27,639 |
| | 織物・衣服・身の回り品小売業 | 188 | 817 | 10,202 |
| | 飲食料品小売業 | 507 | 6,602 | 101,183 |
| | 機械器具小売業 | 318 | 2,414 | 89,248 |
| | その他の小売業 | 616 | 4,557 | 95,303 |
| 無店舗小売業 | 81 | 566 | 16,020 | |

(令和 3 年度経済センサス活動調査)

※経済センサス活動調査は令和 3 年度が最新版になります。

注 1：「x」は、集計対象となる事業所数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としている。

● 工業のすう勢

| 年次 | 事業所数 | | 従業者数(人) | | 製造品出荷額等(百万円) | |
|----|------|--|---------|--|--------------|--|
| | 総数 | | 総数 | | 総数 | |
| 22 | 633 | | 32,053 | | 2,468,136 | |
| 23 | 695 | | 31,956 | | 2,614,605 | |
| 24 | 622 | | 30,888 | | 2,684,947 | |
| 25 | 600 | | 31,557 | | 3,088,015 | |
| 26 | 586 | | 32,313 | | 3,179,922 | |
| 27 | 617 | | 33,787 | | 3,355,939 | |
| 28 | 548 | | 34,107 | | 2,573,518 | |
| 29 | 536 | | 34,342 | | 3,058,372 | |
| 30 | 541 | | 36,128 | | 3,265,295 | |
| 31 | 535 | | 36,632 | | 2,756,984 | |
| 2 | 503 | | 36,098 | | 2,870,308 | |

※従業者数3人以下の事業所を含まない。

(工業統計調査)

産業別生産状況

(単位：百万円)

| 年次 | 石油・化学 | | 電気機械・電子部品 | | 輸送機械 | | 窯業・土石 | |
|----|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 製造品 出荷額等 | 構成比 (%) | 製造品 出荷額等 | 構成比 (%) | 製造品 出荷額等 | 構成比 (%) | 製造品 出荷額等 | 構成比 (%) |
| 22 | 1,277,264 | 51.8 | 660,310 | 26.8 | 194,944 | 7.9 | 28,986 | 1.2 |
| 23 | 1,487,488 | 56.9 | 679,221 | 26.0 | 75,231 | 2.9 | 30,067 | 1.1 |
| 24 | 1,529,456 | 57.0 | 643,269 | 24.0 | 112,140 | 4.2 | 22,729 | 0.8 |
| 25 | 1,719,232 | 55.7 | 904,828 | 29.3 | 81,007 | 2.6 | 19,897 | 0.6 |
| 26 | 1,756,067 | 55.4 | 943,996 | 29.8 | 74,754 | 2.4 | 18,497 | 0.6 |
| 27 | 1,851,305 | 55.2 | 968,815 | 28.9 | 72,087 | 2.1 | 13,176 | 0.4 |
| 28 | 1,133,109 | 44.0 | 958,508 | 37.2 | 61,455 | 2.4 | 18,280 | 0.7 |
| 29 | 1,236,600 | 40.4 | 1,126,683 | 36.8 | 65,518 | 2.1 | 18,436 | 0.6 |
| 30 | 1,346,176 | 40.4 | 1,321,347 | 40.5 | 45,311 | 1.4 | 19,401 | 0.6 |
| 31 | 1,288,979 | 46.7 | 967,709 | 35.1 | 43,026 | 1.5 | 18,163 | 0.6 |
| 2 | 1,193,222 | 41.6 | 1,215,978 | 42.4 | 52,389 | 1.8 | 17,161 | 0.6 |

※従業者数3人以下の事業所を含まない。

(工業統計調査)

● 工業団地の概要

| 工業団地名 | 造成工事期間 | 団地面積 | 立地企業 | 開発事業者 |
|---------|--------------|--------|------|-----------------|
| 四日市機械金属 | S38.8～S38.12 | 14.6ha | 15社 | 四日市機械金属工業団地協同組合 |
| 天カ須賀 | S48.4～S60.3 | 23.4ha | 16社 | 四日市港管理組合 |
| 保々々 | S57.3～S58.5 | 31.9ha | 4社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 四日市南部 | S62.6～H元.9 | 31.7ha | 5社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 四日市ハイテク | H2.7～H7.3 | 59.9ha | 4社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| あがた栄 | H3.1～H4.1 | 8.4ha | 11社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 四日市食品加工 | H3.11～H5.4 | 11.7ha | 23社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 南小松 | H5.12～H7.2 | 6.9ha | 7社 | 四日市市・同土地開発公社 |

融資制度

● 融資実績

(令和5年3月31日現在)

| 制 度 名 | 融資実績 (令和4年度) | | 融資残高 | |
|---------------------------|--------------|---------|------|---------|
| | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) |
| 四日市市中小企業振興資金 (一般) | 41 | 275,140 | 274 | 662,055 |
| 四日市市中小企業振興資金 (東日本大震災対応) ※ | - | - | 1 | 10,083 |
| 四日市市中小企業振興資金 (新型コロナ対応) | 6 | 21,300 | 16 | 58,442 |
| 四日市市環境改善設備資金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 四日市市独立開業資金 | 10 | 107,000 | 51 | 250,844 |

※四日市市中小企業振興資金 (東日本大震災対応) については現在、新規の申し込みを行っていない。

● 中小企業融資

(令和4年4月1日)

| 制度名 | 四日市市中小企業振興資金 (一般融資・新型コロナ対応融資) | 四日市市環境改善設備資金 | 四日市市独立開業資金 |
|--------|--|---------------------|--|
| 制度実施年月 | 昭和50年1月1日 | 昭和42年12月28日 | 平成6年4月1日 |
| 資金使途 | 運転資金 設備資金 | 設備資金 移転資金 | 運転資金 設備資金 |
| 貸付限度 | 3,000万円 | 3,000万円 | 3,500万円 |
| 貸付利率 | 年利 1.5% | 年利 1.2% | 年利 1.3% |
| 貸付期間 | 運転 5年以内 設備 7年以内 | 設備 7年以内 移転 10年以内 | 運転・設備 10年以内 |
| 返済方法 | 元金均等月賦返済 | 元金均等月賦返済 | 元金均等月賦返済 |
| 保証料率 | 保証協会所定料率-0.8% (新型コロナ対応融資は保証協会所定料率-1.0%) | 保証協会所定料率-0.3% | 保証協会所定料率-0.3% 産業競争力強化法による認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、さらに-0.3% |
| 連帯保証人 | 法人代表者を除き原則保証人不要 (三重県信用保証協会の保証が必要です) | | |
| 担 保 | 不要 (原則) | 不要 (原則) | 不要 |
| 取扱金融機関 | 三十三銀行、百五銀行、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、愛知銀行、中京銀行、桑名三重信用金庫、北伊勢上野信用金庫、商工組合中央金庫、滋賀銀行 | | |

四日市市企業立地促進条例

(平成12年3月29日制定)

1. 条例の目的

この条例は、本市の区域内において事業所の新設または増設を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、本市における既存企業の新規設備投資及び新規産業の創出、臨海部工業用地の有効活用等産業立地の促進並びに産業の高度化を図るとともに、就労の場を確保し、もって本市の産業経済の振興と市民生活の安定に資することを目的とする。

2. 対象となる事業

◇製造業

◇製造業のIoT、AI等を導入するスマート化事業

◇重点分野にかかる事業

①次世代電池に係る事業

②次世代半導体に係る事業

③バイオテクノロジー・健康医療に係る事業

④新原料・新燃料への転換に対応する事業 ⑤次世代モビリティに係る事業

⑥次世代ロボットに係る事業

⑦高シェア製品を市内における国内拠点事業所において製造する事業

⑧臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業

⑨市外からの新規立地に関する事業

⑩臨海部コンビナート地区立地企業の2者以上による企業間連携事業

⑪物流倉庫の集約化事業

◇ものづくりを支えるソフト事業（中小企業者等に限る）

①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③デザイン業

④機械修理業 ⑤機械設計業

⑥エンジニアリング業

⑦研究開発支援検査分析業

◇あがた栄工業団地、南小松工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク新規進出企業

◇物流機能を立地する事業

3. 対象となる地域

四日市市域全域

4. 対象となる区分

◇新 設

(1) 市内に事業所を有しない者が、市内に新たに事業所を設置すること。ただし、市内に現に所在する他の事業所の土地、家屋及び償却資産の譲渡による事業所の設置を除く。

(2) 市内に事業所を有する者が、現に行っている事業と異なる事業の事業所を市内に設置し、又は異なる事業の設備若しくは装置を市内に設置すること。

◇増 設

(1) 市内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の施設等を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置すること。

(2) 市内に事業所を有する者が、現に行っている事業と同一の事業の設備又は装置を更新すること。

ただし、既存設備より「生産が增強される場合又は高付加価値化が推進される場合」及び「環境への負荷が軽減される場合」に限る。

※償却資産については投資の形態が所有・リースいずれの場合でも対象とする。

5. 奨励要件

◇投下固定資産額（新增設に係る投下額）の要件

| | |
|------------------------------------|--|
| 製 造 業 | 投下固定資産総額が5億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上。 |
| 製造業のIoT、AI等を導入するスマート化事業 | 投下固定資産総額が2億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上。 |
| 重点分野にかかると事業 | 投下固定資産総額が2億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上。 |
| ものづくりを支えるソフト事業 | 投下固定資産額が2千万円以上（中小企業者等に限る）。 |
| あがた栄工業団地、南小松工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク新規進出企業 | 投下固定資産総額が2千万円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が2千万円以上。 |
| 物流機能を有する保管施設 | 投下固定資産総額が5億円（中小企業者等にあつては3億円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円以上。ただし、償却資産にかかる投下額は「機械及び装置」「車両及び運搬具」「工具、器具及び備品」の合算額をいう。 |

※外国企業、外資系企業による投資については中小企業者等と同様の取扱いとなる。

◇その他の要件

- ・市税を滞納していないこと
- ・施設等に係る事業が公序良俗に反するおそれのないものであること
- ・施設等について環境保全及び防災対策にかかる適切な措置が講じられていること

6. 奨励措置の内容

◇立地奨励金の交付

- ・交付額……対象施設に係る固定資産税額・都市計画税額（中小企業は事業所税資産割を含む）の〔交付1年目〕1/2に相当する額、〔交付2年目以降〕2/3に相当する額
ただし、対象税額の累計が10億円を超える部分は1/10に相当する額（限度額は1指定につき10億円）
※重点分野にかかると事業は、交付1年目から対象税額の2/3に相当する額
※リースの場合はその固定資産評価額に対する上記の額
- ・交付期間…課税年度から3年間

7. 申請時期

新增設の工事完成後30日以内。ただし、工期が数年度にわたり、かつ工事完成年度までに一部分の操業を開始するときは、当該部分の完成の日から30日以内。

8. 制度の適用期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱

(平成 15 年 8 月 12 日制定)

1. 目的

この要綱は、市内に研究開発機能の集積を強化する事業者に対し、奨励金を交付することにより、本市における産業の高度化及び新規事業分野への展開を支援し、知識集約型産業構造への転換を図ることで、地域産業の競争力強化に資することを目的とする。

2. 内容

市内の既存事業所や新規立地企業が、下記事業分野において、先進的な研究開発を進めるため、新たな研究施設・設備の新增設を行う際に、奨励金を交付する。

- 対象研究分野
- 次世代電池に係る研究開発
 - 次世代半導体に係る研究開発
 - バイオテクノロジー・健康医療の研究開発に係る事業
 - 新原料・新燃料への転換に対応する研究開発に係る事業
 - 次世代モビリティの研究開発に係る事業
 - 次世代ロボットの研究開発に係る事業
 - 臨海部コンビナート地区立地企業 2 者以上の企業間連携による研究開発に係る事業
 - 既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究開発に係る事業
 - ※マザー機能の集積等に繋がる投資については、奨励金を拡充交付します

○対象要件

| 区分 | 投資額要件 | マザー機能要件 | その他要件 |
|-----|------------------------------|--|---|
| 一般分 | 研究施設等のうち償却資産の取得価格 3 千万円以上 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・市税を滞納していないこと ・研究施設を新增設する事業であること |
| 拡充分 | 研究施設等のうち償却資産の取得価格 1 億円以上 | 同一事業所内で研究開発から商用生産までを一貫して行い、国内における拠点事業所として、維持・発展していく具体的な事業計画があること | |

○奨励金交付額（交付額上限 3 億円）

< 一般分 >

| | |
|---------------------|-------|
| 研究施設（家屋及び償却資産）取得価格 | 奨励割合 |
| 2 億円以下の部分 | 1 0 % |
| 2 億円を超え 2 0 億円以下の部分 | 5 % |
| 2 0 億円を超える部分 | 1 % |

< 拡充分 >

| | |
|---------------------|-------|
| 研究施設（家屋及び償却資産）取得価格 | 奨励割合 |
| 2 億円以下の部分 | 1 5 % |
| 2 億円を超え 2 0 億円以下の部分 | 8 % |
| 2 0 億円を超える部分 | 2 % |

3. 申請時期

研究施設を新增設する場合は、工事着工までに申請して下さい。

4. 制度の適用期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）

勤労福祉・雇用対策

国や県をはじめ、関係機関と連携しながら、文書や訪問による企業への啓発を行い、若年者・高齢者・障害者等の就労の促進等、雇用の安定を図るとともに、企業における人権意識の啓発、勤労者の福祉向上施策の充実に努めている。

●就労対策、雇用促進事業

- ・就労対策事業（求職者資格取得助成金、北勢地域若者サポートステーション）

市内在住の求職者が円滑に就職できるよう、就職に有利とされる資格等の取得にかかる費用の一部の助成を行っている。また、市内における若年者等の安定的な就労促進に向け、北勢地域若者サポートステーションが行う講座や臨床心理士による相談等の事業に補助を行っている。

- ・就労コーディネーター事業

就労困難者のより一層の就労促進を図るため、就労コーディネーターを配置し、関係機関と連携して企業訪問、企業の状況把握や諸制度等の情報提供、企業と就労困難者のマッチング等を行っている。

- ・四日市市雇用対策協定の締結

平成30年2月に三重労働局と雇用対策協定を締結し、障害者や若年無業者をはじめとした就労支援と雇用の安定を図るため、相互に連携して取り組んでいる。

- ・中小企業支援事業（人材確保支援事業、人材スキルアップ支援事業費補助金、働きやすい職場づくり支援事業費補助金）

市内中小企業における人材確保のため、企業へ就職フェア出展ブース提供や、企業が単独で就職フェアに出展する際に、その費用の一部の補助を行っている。また、地域産業を支える人材の育成支援のため、市内中小企業等が従業員等の資格取得のために講座の受講等を行う場合、その費用の一部の補助を行っている。さらに、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現や、働きやすい職場づくりを促進するため、企業が就業規則の見直しや事業所のハード整備を行う場合、その費用の一部の補助を行っている。

●障害者雇用対策事業

- ・障害者雇用奨励補助金

障害者の雇用機会の拡大のため、障害者をトライアル雇用または常用雇用している事業所に対して補助を行っている。

- ・障害者雇用サポートフェアの開催

市内における障害者雇用の促進及びマッチングを目的として、企業見学等を開催している。

- ・障害者雇用率の推移

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|--------|-------|-------|
| 法定雇用率（民間企業） | 2.20%※ | 2.30% | 2.30% |
| 全 国 | 2.15% | 2.20% | 2.25% |
| 三重県 | 2.28% | 2.36% | 2.42% |
| ハローワーク四日市管内 | 2.28% | 2.34% | 2.43% |
| 四日市市 | 2.32% | 2.37% | 2.45% |

※令和3年3月～2.30%

●「四日市市勤労者・市民交流センター」

勤労者をはじめとする市民の世代を越えた交流を促進し市民の福祉の向上を図るため、指定管理者アクトイオ株式会社（令和元年度から令和5年度まで指定管理協定を締結）により貸館、講座等の事業、施設管理を行っている。

利用状況（令和4年度） 利用者数 46,202人（本館 21,571人、東館 23,862人、陶芸室 769人）

四日市市地場産業振興センター（旧三重北勢地域地場産業振興センター（令和4年3月31日をもって解散、令和4年12月26日清算終了））

地域産業の発展と雇用の場の確保を通じて、豊かな住民の生活を実現するためには、その基盤となる地域地場産業の振興が強く望まれている。こうした状況の中で、昭和56年度からスタートした国の地場産業総合振興対策に基づき、三重県や北勢地域の4市13町（当時、現在5市5町）の地方自治体、商工団体、業界団体からなる財団法人を設立し、地場産業振興の拠点として各種の振興施策を実施してきた。

公益財団法人北勢地域地場産業振興センター（以下、「財団」という）は、経営悪化等により令和4年3月31日をもって解散し、清算業務のみを行う清算法人に移行した。令和4年度は、令和3年度より継続して法や定款に基づき清算手続き等を進め、その残余財産の確定とともに設置者である市への財産の帰属を行い、令和4年12月26日に清算終了となった。

また、財団の解散に伴い、令和4年4月1日から施設名を「四日市市地場産業振興センター」として、四日市市が運営を行っており、現在、産業の新たな拠点施設としての活用策を検討している。

● 施設概要

- ・名称 四日市市地場産業振興センター
- ・竣工 昭和62年8月
- ・所在地 四日市市安島一丁目3番18号
- ・総事業費 21億円
- ・敷地面積 1,702.4㎡
- ・建物 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階、地下1階
延床面積 6,247.16㎡ 高さ 26.6m〔最高〕
- ・開館時間 午前9時～午後9時（窓口での貸館受付時間は午前9時～午後5時）
- ・休館日 毎週水曜日（ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日以降で最初の休日でない日）
年末年始（12月29日～翌1月3日）
- ・施設 1階……名品館（地場産品即売場）
2階……研修室（1）、四日市公害と環境未来館活動室
3階……事務室、経営資料兼閲覧室、
経営相談室（四日市青色申告会）、ビジネスインキュベートルーム（7）
4階……視聴覚室、研修室（4）、開発室
5階……団体事務所（1）、研修室（2）、大研修室、情報交換室（2）
6階……ホール、展示室
7階……機械室、ホール映写室
（地下1階……駐車場や機械室）

● 主な事業（令和4年度）

1. 地場産業振興事業

（1）地場産品PR事業

- ・1階名品館の運営
「じばさん市」の開催。
「感謝セール」「グランドセール」の開催。
- ・物産展等への出展
市内外の物産展・イベント等に出展し、名品館に出品している地場産品等の販売を行うことで、本市の地場産品の魅力をPRする。
①大都市圏で開催される物産展等への出展
②三重県北勢地域で開催される物産展等への出展

- ・ポスター、パンフレットを作成
地場産業振興センターをPRするポスター、パンフレットを作成し関係機関に配架。

(2) 人材養成事業

- ・小学生じばさん講座
地元小学生向けの地場産業体験講座「日永うちわづくり体験」「萬古焼（湯呑みづくり）体験」「和菓子づくり体験」「伊勢茶講座と入れ方体験」を企画・開催。
- ・地元企業魅力発見バスツアー
地元大学生向けの地場産業をはじめとする産業に関わる施設や製造企業の見学ツアーを企画・開催。

(3) センター総合案内業務

- ・センター総合案内の実施
来館者が快適にセンターの利用が行えるよう案内等を行った。
- ・センターホームページの作成・公開及び維持管理
市内外の人に向けて、センター及び本市の地場産業の情報を発信するため、センターホームページを作成・公開した上で、適宜、維持管理する。

2. 貸館事業

地場産業団体及び地域住民に良質な会場を提供し、より多くの方にご利用いただけるよう努めた。一部の貸館については、新型コロナウイルス感染拡大に伴うワクチン接種会場やマイナンバーカード臨時窓口会場として活用した。

●利用状況（令和4年度）

貸館利用者数：63,980人
稼働率：53.3%

競輪事業

昭和27年の開設以来、四日市競輪は市の貴重な財源として一般会計への繰り出しを行いながら、競輪の健全娯楽としてのイメージアップと場内施設の改修等を含めた環境整備に努めてきた。

昭和58年4月には早朝発売の開始、昭和59年12月には投票窓口の機械化、昭和63年には電話投票制度の実施、平成9年1月には車番制の賭式導入、平成12年度には全投票所での前売車券が購入対応化、平成15年1月には新賭式投票システムの導入など、時代に即して車券発売を充実させるとともに、ナイター照明施設の整備により、平成14年度にはナイター競輪を中部地区で初めて開催し、翌年度からは冬季を除いて本格的にナイター競輪を開催するようになった。

しかし平成11年度から競輪事業は恒常的に赤字となっていたことから、平成18年に「四日市競輪の今後のあり方検討委員会」を設置して存廃の議論を行うとともに、市議会常任委員会による調査報告書も提出された。これらの議論を経た「3年以内の黒字化及び運営費に公費を投入しないことを前提とした存続」の検討委員会答申を受けて、競輪事業の存続が決定された。また同時に、毎年度の経営状況について第三者機関である四日市競輪検証委員会による確認を受けることとなった。

平成19年度からは、競輪運営について包括的民間委託とするなどの経営努力を行ったほか、新たな活性化策としてナイター競輪を冬期も含めた通年で実施するとともに、平成20年度と平成24年度には特別競輪「サマーナイトフェスティバル（GⅡ）」、平成29年度には「第33回読売新聞社杯全日本選抜競輪（GⅠ）」を開催した。また、令和元年度からはミッドナイト競輪（FⅡ）を開催している。

令和4年度の年間総車券売上高は約21.6億5百万円となり、一般会計へ1億8千万円の繰り出しを行った。昭和27年度以来の累積繰出額は18.1億1700万円となり市民の暮らしに役立てられている。

● 施設概要

- ・登録年月日 昭和27年1月21日
- ・敷地面積 68,860.02 m²
- ・競走路 1周 400m 幅員 ホームストレッチ 13.29m
バックストレッチ 11.50m
- ・収容人員 25,000人
- ・駐車場 面積 48,335 m²
収容台数 2,762台

● 窓口

| 区分 | 投票所 | 払戻所 | 入場券売場 |
|-----|-----|-----|-------|
| 設置数 | 9 | 7 | 1 |
| 窓口数 | 63 | 35 | 1 |

● 本場開催売上実績等

| 年度 | 開催日数 | 売上金額 | | | 入場人員 | | | 一般会計 繰出金 (千円) |
|----|------|---|-----------------------------------|----------------|-----------|-------------|----------------|---------------------|
| | | 年間 (千円) | 1日平均 (千円) | 対前年度比 (年間%) | 年間 (人) | 1日平均 (人) | 対前年度比 (年間%) | |
| 30 | 46 | 14,478,373 〔4,273,355〕 〔10,205,018〕 | 314,747 〔92,899〕 〔221,848〕 | 79.1 | 25,814 | 561 | 87.4 | 200,000 |
| 元 | 50 | 16,523,272 〔5,173,446〕 〔11,349,826〕 | 330,465 〔103,469〕 〔226,997〕 | 114.1 | 21,827 | 574 | 84.6 | 200,000 |
| 2 | 43 | 16,154,834 〔4,488,176〕 〔11,666,658〕 | 375,694 〔104,376〕 〔271,318〕 | 97.8 | 15,416 | 453 | 70.6 | 100,000 |
| 3 | 49 | 22,851,446 〔4,811,043〕 〔18,040,403〕 | 466,356 〔98,185〕 〔368,171〕 | 141.5 | 15,229 | 448 | 98.8 | 180,000 |
| 4 | 55 | 21,604,906 〔3,728,383〕 〔17,876,523〕 | 392,816 〔67,789〕 〔325,027〕 | 94.5 | 16,025 | 486 | 105.2 | 180,000 |

※イ 売上金額の〔 〕は、上段が本場・電話投票・重勝式分、下段が民間ポータル・臨時場外分。

ロ 元年度における入場人員の1日平均については、有観客開催（38日）の平均人数。

ハ 2年度における入場人員の1日平均については、有観客開催（34日）の平均人数。

ニ 3年度における入場人員の1日平均については、有観客開催（34日）の平均人数。

ホ 4年度における入場人員の1日平均については、有観客開催（33日）の平均人数。

● 場外開催売上実績等

| 年度 | 開催日数 | 売上金額 | | | 入場人員 | | |
|----|------|------------|--------------|----------------|-----------|-------------|----------------|
| | | 年間 (千円) | 1日平均 (千円) | 対前年度比 (年間%) | 年間 (人) | 1日平均 (人) | 対前年度比 (年間%) |
| 30 | 302 | 3,830,102 | 12,682 | 102.7 | 257,309 | 852 | 110.1 |
| 元 | 304 | 3,587,117 | 11,800 | 93.7 | 223,069 | 734 | 86.7 |
| 2 | 266 | 2,469,455 | 9,284 | 68.8 | 167,256 | 629 | 75.0 |
| 3 | 234 | 1,899,287 | 8,117 | 76.9 | 139,352 | 596 | 83.3 |
| 4 | 330 | 2,902,123 | 8,794 | 152.8 | 175,089 | 531 | 125.6 |

農林水産業の概要

本市の農業は、市域の6割弱を占める農業振興地域において、米を主体に転作作物として小麦・大豆、古い伝統と立地条件に恵まれた茶、指定産地のハクサイ、バレイショ、キャベツのほか、ダイコン、カブを中心とした露地野菜、施設を利用した花き・メロン・トマト・イチゴや、ネギ等の軟弱野菜が生産されるなど、都市近郊の特性を生かした農業が営まれている。

近年、日欧EPA（日本・欧州連合経済連携協定）の発行や、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の合意など、経済のグローバル化が進展しており、今後、本格的な国際競争を迎えるだけでなく、国内農業は農業者の高齢化による担い手不足や遊休農地の増加、物価高騰の影響など、農業経営を圧迫する厳しい状況が続いている。

そのため、本市では、農業後継者や新規参入者が農業の将来展望を描けるよう、「儲かる農業」の実現に向けた支援策として、6次産業化やGAP（農業生産工程管理）等の認証取得など、経営の多角化・ビジネス化に向けた取り組みを支援している。

また、遊休農地対策として、荒廃農地状況調査により現状把握を行うとともに、農地復元に対する支援を継続し、その解消に努めるとともに、「農地中間管理事業」等を活用して、担い手農家への農地の集積・集約化に取り組んでいる。加えて、地域が主体となって効率的かつ安定的な農業経営に取り組む農業者の団体等に対し、人・農地プランに位置付けられた中心経営体への新規農地集積面積に応じて支援を行っている。

さらに、新規就農者や農業参入する企業の初期投資を支援し、新たな担い手を育成・確保するとともに、中心経営体が行う機械の購入・施設の整備や農業経営収入保険の加入等の支援によって、経営の強化・安定化を図ることで、生産力の向上と持続性のある農業の両立に向けて取り組んでいる。

加えて、本市の特産品である茶を始め、野菜、果樹、園芸作物、畜産物など、地元の優れた農畜産物を広く市民に周知し、地産地消を推進する一方、有害鳥獣対策を強化し、野生鳥獣による農業被害の軽減に取り組んでいる。

一方、経営所得安定対策や多面的機能支払制度などの国の政策については、頻繁に制度が変更されることから、情報を収集しつつ、引き続き農業者や地域団体・関係機関との緊密な連携により、事業の円滑な実施を図る。

畜産業については、経営の合理化によりコストの低減を図るとともに、高品質な畜産物の生産拡大、畜産環境対策や衛生防疫対策を重点的に進めている。また、食肉地方卸売市場における流通の活性化を図り、市場機能を一層強化するとともに、安全・安心な食肉の安定供給を目指して食肉センター機能の維持向上に努めている。

水産振興については、老朽化等が進む漁港施設などの整備や水産資源の確保に向けた取り組みを継続するとともに、海岸保全施設における背後地の防災機能の向上に取り組んでいる。

- 農業振興対策：農のビジネス化促進事業、優良農地保全事業、次世代農家育成事業、ふるさとの食推進事業、農地の流動化の促進、経営所得安定対策の実施、集落営農組織の育成、農産物の生産振興事業の実施、有害鳥獣対策、農業者金融対策
- 農業生産基盤整備対策：土地改良事業（ほ場・農道・取水施設等の整備）の実施、多面的機能支払交付金事業の推進
- 畜産業振興対策：畜産環境対策、家畜防疫衛生対策、乳牛育成対策の実施、施設整備事業
- 水産業振興対策：海岸保全事業、栽培漁業の振興対策

● 耕地面積（農林業センサス）

（単位：ha）

| 年次 | 耕地面積 | 田 | 畑 | 樹園地 | 一戸当たり 経営面積 | 市域 | 耕地面積 比率（%） |
|------|-------|-------|-----|-----|---------------|--------|---------------|
| 平成 7 | 4,007 | 2,866 | 443 | 698 | 0.71 | 19,736 | 20 |
| 12 | 3,772 | 2,638 | 423 | 711 | 0.73 | 19,737 | 19 |
| 17 | 3,372 | 2,323 | 412 | 638 | 0.69 | 20,516 | 16 |
| 22 | 3,375 | 2,373 | 342 | 661 | 0.78 | 20,533 | 16 |
| 27 | 3,103 | 2,270 | 270 | 563 | 0.87 | 20,644 | 15 |
| 令和 2 | 2,820 | 2,041 | 290 | 489 | 1.06 | 20,645 | 14 |

※平成 17 年 2 月 7 日に四日市市は楠町と合併した

● 農家戸数の推移（農林業センサス）

（単位：戸）

| 年次 | 総農家数 | 販売農家 | | | 自給的農家 |
|------|-------|------|---------|---------|-------|
| | | 専業農家 | 第 1 種兼業 | 第 2 種兼業 | |
| 平成 7 | 5,666 | 305 | 300 | 3,394 | 1,667 |
| 12 | 5,154 | 307 | 263 | 2,963 | 1,621 |
| 17 | 4,855 | 388 | 332 | 2,302 | 1,833 |
| 22 | 4,329 | 502 | 198 | 1,886 | 1,743 |
| 27 | 3,577 | 456 | 85 | 1,555 | 1,481 |
| 令和 2 | 2,650 | | 1,370 | | 1,280 |

※平成 17 年 2 月 7 日に四日市市は楠町と合併した

※2020 農林業センサス以降、専業別統計は廃止された

● 認定農業者

農家数が減少し、担い手の高齢化、後継者不足が進む中、経営規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、加工・販売等経営の多角化など農業経営の改善を図る計画を農業者自らが立案し市町村が認定する「認定農業者」制度を実施している。認定農業者には重点的に国の支援策が受けられるメリットがある。なお、複数の行政区域にまたがり農業経営を行う場合は、令和 2 年 4 月より、営農区域に応じて都道府県又は国が計画の認定を行うこととなった（広域認定）。

| 年度 | 30 年度 | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 認定農業者数 | 216 経営体 | 222 経営体 | 203 経営体 | 194 経営体 | 188 経営体 |
| うち法人数 | 32 | 33 | 31 | 29 | 30 |
| 広域認定農業者数 | — | — | 23 経営体 | 40 経営体 | 50 経営体 |
| うち法人数 | — | — | 7 | 13 | 19 |

● 転作の実施状況

1. 転作実施の年度別推移

| 区 分 | 30 年度 | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 水稲目標面積（ha） | 1,700.0 | 1,676.0 | 1,659.0 | 1,610.8 | 1,563.2 |
| 水稲作付面積（ha） | 1,592.0 | 1,560.0 | 1,539.0 | 1,513.1 | 1,454.2 |
| 作付面積／目標面積（%） | 93.6% | 93.1% | 92.8% | 93.9% | 93.0% |

2. 作物別実施状況

(単位：ha)

| 作物 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 麦 | 394.7 | 412.1 | 426.6 | 450.0 | 464.5 |
| 大豆 | 282.2 | 256.3 | 281.4 | 278.6 | 251.4 |
| 飼料作物 | 10.1 | 9.9 | 10.6 | 10.4 | 11.0 |
| 野菜 | 102.6 | 96.1 | 93.6 | 97.4 | 91.5 |
| その他 | 515.2 | 496.1 | 513.1 | 498.6 | 524.4 |
| 合計 | 1,304.8 | 1,270.5 | 1,325.3 | 1,335.0 | 1,342.8 |

● 土地改良事業の実施状況（令和4年度）

| 区分 | 事業名 | 概要 | 事業費 |
|--------|--------|--------------------------------------|-----------|
| 土地改良事業 | 土地改良事業 | 川向井堰土地改良工事（取水施設工） 取水堰等の改良、修繕（68件） | 198,953千円 |
| | 原材料支給 | 平尾町 外9件 | 1,200千円 |
| | 計 | | 200,153千円 |

● 農地移動及び転用状況

(単位：10a)

| 年度 | 農地法第3条 (権利移動) | | | | 農地法第4条 (転用) | | | | 農地法第5条 (転用のための権利移動) | | | | 農地法第18条 (賃貸借の解約) | | | | 非農地 証明 | |
|-----|------------------|-----|-----|-----|----------------|----|----|----|------------------------|-----|-----|-----|---------------------|-----|----|-----|-----------|----|
| | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 面積 |
| 平25 | 83 | 96 | 82 | 178 | 119 | 24 | 47 | 71 | 362 | 75 | 180 | 255 | 28 | 29 | 26 | 55 | 35 | 13 |
| 26 | 82 | 79 | 71 | 150 | 103 | 23 | 41 | 64 | 333 | 49 | 153 | 202 | 37 | 43 | 20 | 63 | 30 | 17 |
| 27 | 97 | 115 | 90 | 205 | 112 | 18 | 47 | 65 | 349 | 89 | 164 | 253 | 28 | 46 | 26 | 72 | 33 | 14 |
| 28 | 99 | 139 | 98 | 237 | 90 | 12 | 37 | 49 | 454 | 90 | 368 | 458 | 41 | 82 | 31 | 113 | 29 | 14 |
| 29 | 85 | 83 | 95 | 178 | 87 | 11 | 41 | 52 | 374 | 90 | 238 | 328 | 35 | 47 | 33 | 80 | 36 | 17 |
| 30 | 75 | 80 | 105 | 185 | 109 | 40 | 27 | 67 | 406 | 194 | 135 | 329 | 23 | 37 | 21 | 58 | 43 | 25 |
| 令元 | 83 | 61 | 136 | 197 | 76 | 4 | 29 | 33 | 413 | 80 | 309 | 389 | 15 | 24 | 3 | 27 | 49 | 19 |
| 2 | 88 | 91 | 66 | 157 | 89 | 22 | 18 | 40 | 362 | 135 | 95 | 230 | 31 | 54 | 37 | 91 | 16 | 4 |
| 3 | 81 | 76 | 73 | 149 | 85 | 27 | 12 | 39 | 406 | 176 | 95 | 271 | 19 | 180 | 53 | 233 | 24 | 13 |
| 4 | 133 | 59 | 50 | 109 | 76 | 28 | 16 | 44 | 452 | 186 | 156 | 342 | 38 | 39 | 38 | 77 | 76 | 29 |

● 利用権設定等促進事業（新規分）

(単位：10a)

| 年度 | 利用権設定 | | | | 所有権移転 | | | | 計 | | | |
|-----|-------|-----|-------|-------|-------|----|----|----|-----|-----|-------|-------|
| | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 |
| 平25 | 230 | 415 | 132 | 547 | 10 | 11 | 4 | 15 | 240 | 426 | 136 | 562 |
| 26 | 266 | 469 | 108 | 577 | 14 | 20 | 15 | 35 | 280 | 489 | 123 | 612 |
| 27 | 284 | 576 | 112 | 688 | 15 | 4 | 20 | 24 | 299 | 580 | 132 | 712 |
| 28 | 181 | 434 | 106 | 540 | 8 | 3 | 8 | 11 | 189 | 437 | 114 | 551 |
| 29 | 273 | 520 | 63 | 583 | 9 | 11 | 20 | 31 | 282 | 531 | 83 | 614 |
| 30 | 267 | 467 | 49 | 516 | 10 | 3 | 12 | 15 | 277 | 470 | 61 | 531 |
| 令元 | 243 | 468 | 82 | 550 | 12 | 20 | 17 | 37 | 255 | 488 | 99 | 587 |
| 2 | 576 | 309 | 1,126 | 1,435 | 11 | 5 | 39 | 44 | 587 | 314 | 1,165 | 1,479 |
| 3 | 335 | 622 | 257 | 879 | 6 | 9 | 12 | 21 | 341 | 631 | 269 | 900 |
| 4 | 293 | 531 | 149 | 680 | 12 | 9 | 13 | 22 | 305 | 540 | 162 | 702 |

● 目的別農地転用状況

(単位：a)

| 区 分 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 住宅用地 | 1,217 | 1,567 | 1,573 | 1,361 | 1,454 | 1,123 | 1,317 | 1,343 |
| 工場用地 | 143 | 92 | 39 | 73 | 107 | 72 | 146 | 147 |
| 農業用施設 | 15 | 171 | 66 | 148 | 0 | 36 | 68 | 169 |
| 店舗事務所 | 209 | 218 | 133 | 185 | 378 | 48 | 70 | 62 |
| その他 | 1,585 | 3,010 | 1,994 | 2,157 | 2,268 | 1,409 | 1,534 | 2,062 |
| 植 林 | 14 | 31 | 0 | 30 | 6 | 12 | 7 | 75 |
| 合 計 | 3,183 | 5,089 | 3,805 | 3,954 | 4,213 | 2,700 | 3,142 | 3,858 |

● 市民菜園

特定農地貸付制度により農家個人や法人、NPO法人も市民菜園の開設が可能となり、市では開設や農園の整備に対し経費の一部補助を行っている。農地の遊休化を防止し、その多面的機能を維持するとともに、一般市民の農業への参画を促す機会として捉え、農家や市民による市民菜園の開設を積極的に推進している。

1. 特定農地貸付事業による市民菜園の開設状況

(令和5年4月1日現在)

| 設置場所 | 開設者 | 面積 (㎡) | 区画数 |
|--------|--------|----------------|-----|
| 水沢野田町 | 農地所有者 | 2,950 うち 1,782 | 45 |
| 下海老町 | NPO法人 | 5,282 うち 4,882 | 47 |
| 下海老町 | NPO法人 | 4,931 | 44 |
| 高浜町 | 農地所有者 | 899 | 31 |
| 山田町 | 農家グループ | 7,573 | 22 |
| 笹川七丁目 | 住民有志 | 426 | 10 |
| ときわ四丁目 | 民間企業 | 1,014 | 36 |
| 桜町 | 民間企業 | 1,929 | 40 |

2. 市開設による市民菜園の設置状況

(令和5年4月1日現在)

| 菜園名 | 智積町 | 札幌場町(東) | 札幌場町(西) | 三重地区(生桑町) | あがたが丘 | 波木が丘町 | 白川島町(山) | (別名二丁目) | 羽津地区(三重四丁目) | 美里が丘 | あかつき台 | 小杉新町 | 波木町 | 計 |
|-----|-----|---------|---------|-----------|-------|-------|---------|---------|-------------|------|-------|------|-----|---|
| 区画数 | 23 | 34 | 25 | 19 | 56 | 33 | 21 | 28 | 20 | 44 | 32 | 40 | 375 | |

(1区画=15㎡)

● 企業参入

平成 21 年 12 月の法改正により一般企業も一定の条件付で農地の貸借が可能となった。市では農地の遊休化を防止し有効活用を行うため、企業等も担い手の一員と位置付け、農業用機械・施設等の初期投資にかかる経費の助成を行うなど、積極的に企業等の農業参入を推進している。

・企業による参入状況

(令和 5 年 3 月末)

| 業種 | 農業開始時期 | 参入地 | 面積 (㎡) | 生產品目 |
|----------|--------------|------|--------|------------------------------|
| 建設業 | 平成 21 年 7 月 | 貝家町 | 7,613 | サツマイモ、ソバ、ナタネ等 |
| | 平成 21 年 12 月 | 川島町 | 6,795 | |
| | 平成 23 年 12 月 | 川島町 | 2,715 | |
| 福祉サービス業 | 平成 22 年 2 月 | 智積町 | 2,116 | 菌床シイタケ、イチゴ等 |
| 食品原料製造業 | 平成 24 年 9 月 | 貝家町 | 3,003 | 施設野菜 (ミニトマト) 露地野菜 (バレイショ) |
| | 平成 29 年 9 月 | 貝家町 | 3,532 | |
| | 令和 3 年 6 月 | 貝家町 | 2,834 | |
| 人材派遣業 | 平成 25 年 4 月 | 上海老町 | 4,542 | 観葉植物 |
| 化学薬品メーカー | 平成 25 年 12 月 | 東坂部町 | 2,889 | 果樹 |
| 青果仲卸業 | 平成 28 年 12 月 | 川島町 | 5,949 | 露地野菜 (ニンジン、バレイショ) |
| | 平成 29 年 12 月 | 川島町 | 2,479 | |
| 建設業 | 平成 29 年 1 月 | 水沢町 | 19,211 | 主穀、茶 |
| | 令和 4 年 6 月 | 水沢町 | 3,335 | |
| 食品加工、販売業 | 令和元年 8 月 | 山城町 | 11,605 | 果樹 (梨、ブドウ) |
| 廃棄物処理業 | 令和元年 11 月 | 水沢町 | 3,189 | 露地野菜 (ニンク、タネ) |
| | 令和 2 年 12 月 | 水沢町 | 3,188 | |
| システム開発 | 令和元年 11 月 | 小林町 | 4,198 | 露地野菜 (バレイショ、ニンジン) |
| 物流 | 令和 3 年 3 月 | 貝家町 | 25,508 | 露地野菜 (ハクサイ、バレイショ) |

● 家畜飼養頭羽数推移

(北勢家畜保健衛生所調べ)

| 年度 | 乳用牛 (頭) | 肉用牛 (頭) | 豚 (頭) | 採 卵 | 鶏 (羽) | | ブロイラー (羽) |
|-------|------------|------------|----------|---------|---------|--|--------------|
| | | | | | うち6ヶ月以上 | | |
| 平成 25 | 195 | 2,634 | 7,400 | 154,807 | 115,457 | | 207,000 |
| 26 | 71 | 2,542 | 7,706 | 157,666 | 113,312 | | 178,013 |
| 27 | 71 | 2,737 | 6,824 | 133,316 | 113,312 | | 169,013 |
| 28 | 55 | 2,520 | 5,618 | 126,218 | 113,312 | | 80,613 |
| 29 | 182 | 2,349 | 5,938 | 157,666 | 113,312 | | 132,150 |
| 30 | 184 | 2,531 | 5,156 | 115,910 | 105,871 | | 28,150 |
| 令和 元 | 209 | 2,127 | 6,007 | 147,274 | 104,725 | | 9,545 |
| 2 | 209 | 2,000 | 6,138 | 147,274 | 103,256 | | 9,150 |
| 3 | 330 | 2,217 | 7,450 | 180,619 | 101,086 | | 5,795 |
| 4 | 638 | 2,283 | 5,968 | 185,920 | 103,420 | | 0 |

● 漁港・支所別組合員数及び漁船隻数(四日市市漁協)

(令和5年3月末)

| 名称 | 組合員数 (人) | 漁 船 隻 数 (隻) | | | |
|---------|-------------|-------------|---------|----------|----|
| | | 5 トン未満 | 5～10 トン | 10～20 トン | 合計 |
| 富洲原支所 | 3 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| 富田支所 | 3 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| 磯津漁港・本所 | 20 | 19 | 4 | 7 | 30 |
| 楠漁港 | 7 | 14 | 1 | 0 | 15 |
| 合 計 | 33 | 42 | 5 | 7 | 54 |

*楠町漁協は、H24.6月に解散し、組合員は四日市市漁協に加入。

● 漁港・支所別漁獲高(四日市市漁協)

(令和4年1月～令和4年12月)

| 名称 | 船びき網 | | 底引き網他 | | 合 計 | |
|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 数量(t) | 金額(千円) | 数量(t) | 金額(千円) | 数量(t) | 金額(千円) |
| 富洲原支所 | 0 | 0 | 2.67 | 3,126 | 2.67 | 3,126 |
| 富田支所 | 0.34 | 867 | 1.60 | 2,131 | 1.94 | 2,998 |
| 磯津漁港・本所 | 586.49 | 52,335 | 12.75 | 11,635 | 599.24 | 63,970 |
| 楠漁港 | 0.43 | 790 | 9.16 | 10,940 | 9.59 | 11,730 |
| 合 計 | 587.26 | 53,992 | 26.18 | 27,832 | 613.44 | 81,824 |

● 漁港・支所別漁獲高の推移

(単位：千円)

| 名称 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 富洲原支所 | 3,995 | 4,841 | 4,574 | 3,924 | 3,126 |
| 富田支所 | 5,715 | 7,476 | 3,987 | 3,664 | 2,998 |
| 磯津漁港・本所 | 132,798 | 164,052 | 85,985 | 73,802 | 63,970 |
| 楠漁港 | 2,080 | 3,690 | 12,066 | 13,489 | 11,730 |
| 合 計 | 144,588 | 180,059 | 106,612 | 94,879 | 81,824 |

● 種苗放流実績

| 種 類 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (親)抱卵ガザミ(匹) | — | 1,092 | 1,610 | 1,668 | 3,348 |
| 稚ガザミ (匹) | 36.0万 | 14.6万 | 22.2万 | 16.8万 | 27.0万 |
| ヨシエビ (匹) | 56.4万 | 59.7万 | 68.9万 | — | — |
| マコガレイ (匹) | — | — | — | — | 5,000 |
| ヒラメ (匹) | — | — | — | — | 7,500 |

農業センター

昭和 32 年 6 月に赤水町の市有地の山林 1.7 ヘクタールを開墾し施設を整備して業務を開始した。各種園芸作物の栽培、調査並びにバイオテクノロジーを応用した優良種苗の生産と供給を行い、園芸技術の普及、向上に取り組むとともに、市民への園芸に関する知識と技術の普及・指導を行ってきた。

令和 5 年 4 月には「儲かる農業・強い農業・新しい農業・生活の中にある農業」のコンセプトに基づき、隣接する学校給食センターとの一体整備を行い、農産物の加工室など農業者の研修の場を整備するとともに、市民が身近に農業と触れ合え、食育体験のできる施設としてリニューアルオープンする。

● 施設概要（令和 5 年 4 月 1 日～）

- ・所在地 赤水町 971-1
- ・面積 総面積 12,500 m²
- ・施設 本館 609.22 m²、ふれあい館 385.28 m²、駐車場 102 台
ビニールハウス 360 m²、野菜園 1,400 m²、果樹園 660 m²、
ふれあい芝生広場 1,400 m²

● 事業概要（令和 4 年度実績）

- ・主要事業
 - 担い手向けセミナーの実施
 - 野菜・花きに関する調査
 - 市民への園芸情報の提供
 - 農業センター再整備事業
- ・講習会等
 - 6 次産業化セミナー 2 回 8 組
 - 農業簿記研修 6 回 45 人
 - 市民園芸講座 6 回 218 人
(食育体験教室を含む)
 - 農業園芸相談 191 件
 - 市民菜園利用者 378 人
 - 親子収穫体験 8 組
 - サツマイモ栽培体験 97 人
(県小学校 1, 2 年生)



茶業振興センター

本市特産の茶の振興拠点施設として、製茶技術の向上を図るとともに、茶業従事者の研修や市民に地元茶業を紹介するための場として平成4年に設置された。

新名神高速道路の整備に伴い、平成30年4月1日に現在の場所に移転となった。

平成19年4月から指定管理制度を導入し、令和5年4月からはアクティオ株式会社が指定管理者として施設の管理を行う。

● 施設の概要

- ・所在地 水沢町字西野 252-63
- ・敷地面積 4,001 m²
 - 研修棟 1棟 356.18 m²
 - 研修茶工場 1棟 213.89 m² 35K1ライン

● 利用実績（令和4年度）

- ・利用者数 2,621人
- ・研修棟
 - 研修室利用件数 30件 206人
 - 調理体験室 3件 25人
 - 茶成分分析 1,131件
- ・研修茶工場
 - 品評会 4回 144.88kg
 - 研修茶 11回 405.98kg
 - その他 0回 0.0kg
 - 計 15回 550.86kg



ふれあい牧場

昭和 39 年水沢町に優良乳牛の育成を目的として開設した。周辺の豊かな自然環境とともに、乳牛にふれあい、市民にも親しまれる施設として再整備を行い、平成 9 年 4 月に「ふれあい牧場」としてリニューアルした。

平成 19 年 4 月から指定管理制度を導入し、平成 27 年 4 月からは四日市酪農グループが指定管理者として施設の管理を行い、イベント等を開催し、市民と酪農の接点となっている。

● 施設の概要

- ・所在地 水沢町 1538
- ・面積 総面積 5.0ha（飼料畑 1.1ha、放牧地 2.5ha、建物その他 1.4ha）
- ・施設 畜舎 1 棟 830 m²（120 頭規模）、小動物コーナー 2 棟 34 m²、展望広場 1,400 m²、芝生広場 1,600 m²、ふれあい広場 900 m²、駐車場 1,499 m²（58 台）、管理棟 207 m²

● 利用実績（令和 4 年度）

- ・年間来場者数 48,471 人
 - ふれあい牧場まつり 中止
 - バター作り体験 休止
 - 授乳・搾乳体験 312 人
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため



四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場

当施設は、昭和33年10月に、と畜場を併設した食肉市場として国内3番目に開場し、施設の老朽狭小と食肉需要の増大に対応するため昭和53～56年度に全面改築した。その後、市場機能強化や衛生管理の充実を図るための施設改良整備等を随時実施している。

当施設の開設者は四日市市であり、と畜解体業務や市場卸売業務等の一連の業務は株式会社三重県四日市畜産公社（以下「公社」）が行っている。

また、消費者に安全で安心な食肉を供給するために、市保健所食品衛生検査所の指導のもと、公社その他関係者と連携をとりながら、食肉及び施設の衛生管理の徹底を図っている。

● 施設概要

| | | | |
|--------|--------------------------|--------|--------------------------|
| 所在地 | 四日市市新正四丁目19-3 | | |
| 敷地面積 | 10,759.06 m ² | 冷蔵保管能力 | 枝肉：牛125頭、豚1,172頭 部分肉：10t |
| と畜解体能力 | 牛：50頭/日 | 冷凍保管能力 | 部分肉：50kg |
| | 豚：350頭/日 | 汚水処理能力 | 600t/日（活性汚泥方式） |
| 建築床面積 | 7,627.40 m ² | | |

● 卸売業者（荷受機関）

| | | | |
|-----------------|---------------------------------|-----|-----|
| 株式会社 三重県四日市畜産公社 | | | |
| 資本金 | 1億円 | | |
| 出資構成 | 三重県、四日市市、生産者団体・家畜商、食肉業界で25%ずつ出資 | | |
| 取扱品目 | 牛、豚 | 買受人 | 76名 |

● 事業実績

単位：頭、金額＝百万円

| | と畜頭数 | | | 市場取引頭数及び金額 | | | | | | |
|-------|-------|--------|-----|------------|-------|--------|-------|-----|----|-------|
| | 牛 | 豚 | その他 | 牛 | | 豚 | | その他 | | 金額合計 |
| | | | | 頭数 | 金額 | 頭数 | 金額 | 頭数 | 金額 | |
| H. 20 | 5,099 | 79,179 | 6 | 905 | 515 | 76,854 | 2,713 | | | 3,228 |
| 25 | 5,340 | 89,005 | 8 | 1,397 | 868 | 89,143 | 3,287 | | | 4,155 |
| 26 | 5,199 | 83,784 | 10 | 1,481 | 921 | 83,433 | 3,599 | | | 4,521 |
| 27 | 4,775 | 86,864 | 5 | 1,300 | 1,083 | 86,762 | 3,499 | | | 4,582 |
| 28 | 4,562 | 90,286 | 9 | 984 | 861 | 90,131 | 3,548 | | | 4,409 |
| 29 | 4,029 | 90,744 | 7 | 1,150 | 963 | 90,548 | 3,734 | | | 4,697 |
| 30 | 4,048 | 91,784 | 8 | 928 | 857 | 91,894 | 3,533 | | | 4,390 |
| R. 1 | 4,519 | 84,220 | 1 | 861 | 819 | 83,970 | 3,234 | | | 4,053 |
| 2 | 3,921 | 90,663 | 3 | 697 | 618 | 90,639 | 3,695 | | | 4,313 |
| 3 | 3,897 | 93,213 | 4 | 512 | 496 | 93,094 | 3,746 | | | 4,242 |
| 4 | 3,911 | 94,632 | 8 | 453 | 442 | 94,487 | 4,143 | | | 4,585 |